

三次市放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザルに係る質問への回答

番号	該当箇所	質 問	回 答
1	実施要領	加配支援員は年度によって異なりますが、増減する場合は別途委託料の協議は可能でしょうか？	本市において、加配支援員は、日々雇用の支援員等を配置しています。また、児童の状況により、年度途中で配置を終了したり、短期間のみ配置をしたりする場合があります。年度ごとの加配支援員の配置は、協議のうえ実績により変更契約を行います。
2	実施要領	公開ヒアリングの参加者は何名まででしょうか。	説明者は、5名以内です。傍聴者については、特に制限は設けておりません。なお、会場の都合により制限させていただく場合があります。
3	実施要領	プレゼンテーションにおいて、機器設置や自己紹介は20分に含まれますか。	機器設置は含めませんが、自己紹介は含めます。(プレゼンテーションの開始を指示しますので、それから自己紹介を含め提案を行ってください。)
4	実施要領	選定委員についてご教示ください。	審査委員は、市関係部署等職員 6名、小学校長を代表する者 1名、保育所長を代表する者 1名、主任放課後児童支援員を代表する者 1名、学識経験者 1名、保護者を代表する者 1名の計11名です。
5	実施要領	【実施要領6頁 企画提案書の仕様 ウ】 文字サイズは11ポイント以上と記載されていますが、提案書内に差込むフロー図等の図表に関してはポイント数の規定は無いとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	実施要領	【実施要領7頁 工】 提案者が特定できる表記やマーク等は記入しないと記載されていますが、提出する見積書及び企画提案書12部全て記載無しという認識でよろしいでしょうか。	見積書は、記載可です。 企画提案書は、12部とも記載不可です。

7	仕様書	平均開所日数について、令和7年度は284日とありますが、6(2)定員及び登録児童数等において、5,474日を21支援で割ると260日となります。284日の計算方式をご教示ください。	仕様書4頁の、(参考)平均開所日数は、施設単位(小学校区単位)で平均開所日数を計算しています。複数支援単位がある施設(小学校区)については、最も開所日数が多い支援単位の数値を採用して計算しています。
8	仕様書	令和8年度の人事院勧告があった場合、遡及対応を行うものと思われます。その場合、プロポーザル時の条件から変更となります。委託料の変更を行わないと運営上厳しくなると思われますが、この場合の対応をご教示ください。	本市では、退職後における給与の遡及改定は行っていません。
9	仕様書	平日・土曜日・長期休暇時の常勤支援員・加配支援員・支援員(日々雇用)・支援補助員(日々雇用)・補助員(日々雇用)のシフトと月間平均勤務時間をそれぞれご教示ください。	本市では、1支援単位につき常勤支援員(月額雇用)2人の配置を基本としています。 令和8年度常勤支援員:週25時間勤務 13人 週30時間勤務 25人 日々雇用の支援員・支援補助員は、日または時間単位で雇用する支援員等を指し、常勤支援員が休暇や研修等により不在の場合等に配置しますが、令和8年度は、三和放課後児童クラブが常勤支援員1人の配置となったため、代替として日々雇用支援員等を配置しています。 日々雇用の支援員等の勤務時間は、1日5時間を基本としますが、通常時の平日などは、児童の利用時間での勤務(下校時間からお迎えまでの2~3時間)となる運用をしています。 補助員は、現状、雇用していません。 支援員等の配置(基本のシフト)と勤務時間は、別紙1を参照ください。
10	仕様書	日々雇用の職員については、常勤支援員や加配支援員が休みの際に配置される職員を指しますか。	日々雇用の支援員等は、常勤支援員(月額雇用)と異なり、日または時間単位で雇用される支援員等を指し、常勤支援員が休暇や研修等により不在の場合等に配置します。 土曜日や長期休業日等は、常勤支援員のみでは、シフトが編成できないため、日々雇用の支援員等を配置しています。(別紙1を参照ください。)
11	仕様書	常勤支援員や加配支援員が勤務している日に日々雇用の職員を配置しているクラブはありますか。ある場合はそのクラブをご教示ください。	1支援単位につき2人の支援員が配置され、加配支援員(日々雇用)の配置以外で、日々雇用の支援員等を配置している児童クラブはありません。(長期休業時や土曜日は、シフト編成の都合で、日々雇用の支援員等を配置しています。別紙1を参照ください。)

12	仕様書	<p>1. 仕様書13事業の運営に関すること (3)ア 備品・消耗品の無償貸与について 児童用のWi-Fiの貸与はあるとのことですが、職員用のインターネット回線の貸与はございますでしょうか。 また、職員用PC/タブレット・連絡用携帯電話等は事業者で準備の認識で間違いございませんでしょうか。</p>	<p>職員用のインターネット回線は、ありません。受託者でご準備ください。 職員用PC/タブレット・連絡用携帯電話等については、ご認識のとおりです。</p>
13	仕様書	<p>2. 仕様書16支援員等の体制(6)雇用及び処遇 ア について現支援員の処遇水準の維持とありますが現在の各児童クラブへ配置されている職員の方の内訳をお示ください。(〇〇児童クラブ 常勤支援員1 日々雇用支援員1 等) また年次昇給についても現在の規定がございましたらお示しください。</p>	<p>令和8年度4月時点の各児童クラブの支援員等の配置状況は、別紙1のとおりです。</p> <p>本市の支援員等は、パートタイム会計年度任用職員であり、その報酬は、三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年三次市条例第13号)第5条に規定する別表の福祉職給料表を準用して、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年三次市条例第14号)第2条の規定により決定しますが、その際、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則(令和2年三次市規則第9号)第2条(報酬月額決定基準)及び第3条(経験年数を有する者の報酬)の規定により、経験年数に応じた号数を加算(最高号給あり)して決定しています。</p> <p>(参考) 月額で任用する支援員等の勤務時間は、週25時間と30時間のいずれか。 報酬の額 = 給料表月額 × 当該職の正規の勤務時間 / 38.75</p> <p>日または時間単位で任用する支援員等(日々雇用)については、経験年数に応じた号数の加算はありません。</p> <p>※条例及び規則は、本市HPで検索できます。 https://en3-jg.d1-law.com/miyoshi/d1w_reiki/reiki.html</p>
14	仕様書	<p>【仕様書2頁 児童クラブ住所】 吉舎放課後児童クラブ、三良坂放課後児童クラブ、甲奴放課後児童クラブは、学校からクラブへの移動手段は徒歩という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

15	仕様書	<p>【仕様書3頁 定員及び登録児童数等について】 R7年度、各クラブの平均利用数(通常期、土曜・長期休業期等)を可能な範囲でお示しいただけますと幸いです。</p>	別紙2を参照ください。
16	仕様書	<p>【仕様書15頁 14事務所の設置(1)】 十日市子ども集会所内での事務所設置に際し、既存の椅子や机等の設備及び備品の有無、また既存の設備がある場合、使用の可否等をご教示いただけますと幸いです。</p>	既存の設備及び備品等はありません。
17	仕様書	<p>【仕様書17頁 オ】 表の統括責任者の認定資格※2は、ありと記載されていますが必須でしょうか。※1同様に第10条3項の保持者を配置してもよろしいでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>仕様書17頁の表【令和8年度時間単価等】は、総括責任者が認定資格を有している場合を想定した参考単価です。 総括責任者は、児童クラブの支援員等に欠員が生じた場合、一時的に支援員を兼務することが可能です。その場合は、支援員の配置基準に沿った対応をしてください。</p>